

# ディスクロージャー資料

業務及び財産の状況に関する説明書類

平成 29 年度

(平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日)



さくら少額短期保険株式会社

## ごあいさつ

平素より、さくら少額短期保険株式会社をお引き立ていただき誠にありがとうございます。

このたび当社の経営方針、事業概要、財務状況などをご説明するため、平成 29 年度のディスクロージャー誌を作成いたしました。

本誌が当社をご理解いただく一助になれば幸いに存じます。

平成 29 年度における我が国経済は、海外経済が緩やかに回復する中で、わが国経済も輸出や生産が堅調であったことに加え、個人消費が持ち直したことにより、景気は緩やかに回復しました。

一方、賃金の伸びは緩やかなものにとどまり、また、物価の動向についても消費者物価の基調は横ばいとなっており、デフレからの脱却に向けてまだ課題も残されている状況にあります。

情報通信市場では、市場が成熟しつつある中で、政府の競争促進政策及び、仮想移動体通信事業者（MVNO）による格安 SIM サービス等の普及が進むなど、市場構造が急速に変化してきております。

当社は、この情報通信市場において、通信系販売チャネルを通じ、「約定履行費用保険」及び「通信端末修理費用補償保険（モバイル保険）」を販売して、スマートフォン、タブレット等高額な端末に対する補償を提供しており、お客様の満足度の向上を図るべく、サービス面の体制整備を図ってきております。

また、医療保険分野においては、告知なしで簡単に入れる女性のための保険として、女性特有の 7 つの病気を保障する「無告知型女性特有疾病一時金保険（なでしこ保険）」について、新たに web 申込での販売を開始するなど、販売を強化してきております。

今後も平成 20 年 4 月の創業以来の“あったら便利な保険を低価格で提供する”という当社の基本スタンスのもと、保険業法等の趣旨に則った適正な業務運営を行い、社会の変化に対応しながら、少額短期保険の特性も活かして事業を拡大してまいります。

引き続きのご支援、ご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

さくら少額短期保険株式会社  
代表取締役 小松 義彦

## 目 次

I. 当社の概要および組織	1
1. 経営方針	1
2. 会社の特長	1
3. 会社の沿革	1
4. 経営の組織	2
(1) 当社の組織	2
(2) 店舗所在地	2
5. 株主・株式の状況	2
(1) 株式数	2
(2) 平成 29 年度末株主数	2
(3) 主要な株主の状況	2
6. 役員の状況	3
7. 使用人の状況	3
II. 当社の主要な業務の内容	4
1. 取扱商品	4
2. 各種サービス	8
3. 保険金・給付金のお支払	8
4. 再保険の状況	9
5. 保険募集体制	9
(1) 当社の募集人の位置付け	9
(2) 代理店、募集人への教育	9
(3) 当社の勧誘方針	10
III. 当社の主要な業務に関する事項	11
1. 直近の事業年度（平成 29 年度）における事業の概況	11
(1) 金融経済環境	11
(2) 事業の内容	11
(3) 事業の経過	12
(4) 対処すべき課題	12
2. 直近の 3 事業年度における主要な業務の状況を示す指標	14
3. 直近の 2 事業年度における業務の状況	14
(1) 主要な業務の状況を示す指標等	15
(2) 保険契約に関する指標等	17

(3) 経理に関する指標等	18
(4) 資産運用に関する指標等	19
(5) 責任準備金の残高の内訳	20
IV. 当社の運営に関する事項	21
1. リスク管理の体制	21
2. 法令遵守の体制	21
3. 反社会勢力への対応	21
4. 個人情報の取り扱いについて	21
5. 金融 ADR 制度について	22
6. お客様本位の業務運営	22
V. 当社の直近の 2 事業年度における財産の状況に関する事項	26
1. 計算書類	26
(1) 貸借対照表	26
(2) 損益計算書	28
(3) キャッシュ・フロー計算書	30
(4) 株主資本等変動計算書	31
2. 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）	32
3. 取得価額または契約価額、時価及び評価損益	32
(1) 有価証券	32
(2) 金銭の信託	32

## I. 当社の概要および組織

### 1. 経営方針

- (1) 保険事業を通じ、その領域内で新しい価値観の創造に挑戦してまいります。
- (2) 健全経営を実践し、お客様へ安心感を提供するとともに、お客様の信頼を獲得してまいります。
- (3) 業種の枠を超えた新たなサービスの提供に挑戦してまいります。

### 2. 会社の特長

当社は、情報通信分野をはじめとした様々な市場にディストリビューター企業として様々な展開を図る株式会社光通信を株主としております。

現在、生損保一体型保障の“弔慰見舞金保険”のみならず、光通信グループ各社の主力商材である情報通信機器に対応した“約定履行費用保険（通信端末見舞金補償保険）”を販売しております。また、平成28年4月から約定履行費用保険の個人版である通信端末修理費用補償保険（モバイル保険）、同年12月から女性特有の7つの病気を保障する無告知型女性特有疾病一時金保険（なでしこ保険）の販売を開始しています。

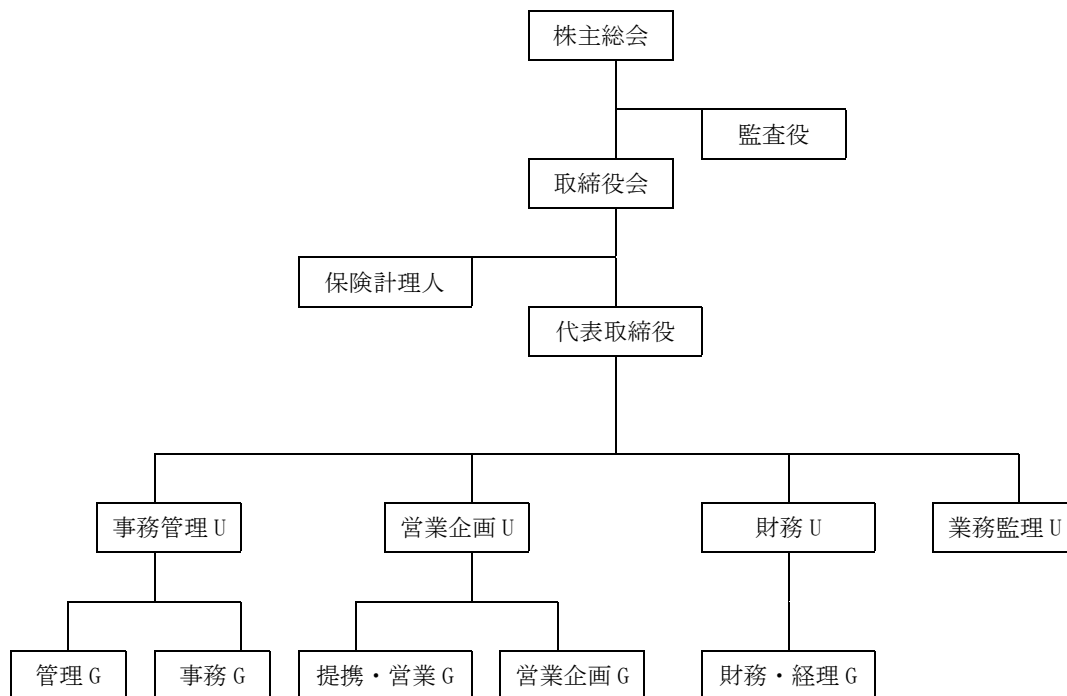
### 3. 会社の沿革

平成18年6月9日	福利厚生制度の外部受託業者であるリロ・グループが保有する市場（主として中小法人）の弔慰金制度の充実を目的に少額短期保険業の準備会社として、株式会社リロ共済設立
平成20年3月19日	少額短期保険業者登録 (関東財務局長（少額短期保険）第17号)
平成20年3月21日	リロ少額短期保険株式会社に商号変更
平成20年4月21日	「弔慰見舞金保険」（Solatia “ソラティア”）販売開始
平成22年8月2日	資本金を150百万円から175百万円に増資
平成23年1月19日	株主が変わり、株式会社光通信の100%出資会社となり、さくら少額短期保険株式会社に商号変更
平成23年3月30日	資本金を175百万円から195百万円に増資
平成23年8月26日	資本金を195百万円から215百万円に増資
平成23年12月23日	約定履行費用保険（通信端末見舞金補償保険）販売開始
平成24年3月29日	資本金を215百万円から225百万円に増資
平成25年11月	「弔慰見舞金保険」の個人版“エフォール”を発売開始
平成28年5月13日	通信端末修理費用補償保険（モバイル保険）を販売開始
平成28年12月1日	無告知型女性特有疾病一時金保険（なでしこ保険）を販売開始

#### 4. 経営の組織

##### (1) 当社の組織

(平成 30 年 3 月 31 日現在)



※Uはユニット、Gはグループの略です。

##### (2) 店舗所在地

本社 〒171-0014 東京都豊島区池袋 2-16-13 光 1 号ビル 4 F

#### 5. 株主・株式の状況

##### (1) 株式数

発行可能株式総数 12,000 株

発行済株式の総数 5,500 株

##### (2) 平成 29 年度末株主数 1 名

##### (3) 主要な株主の状況

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等 (株)	持株比率 (%)
株式会社光通信	5,500	100

## 6. 役員 の 状 況

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

氏 名	地位及び担当	その他（兼任の状況等）
小松 義彦	代表取締役	さくら少額短期保険株式会社 代表取締役
清水 芳彦	取締役	さくら少額短期保険株式会社 取締役
大和田 征矢	取締役（社外）	株式会社スマート・ナビ 代表取締役
杉田 将夫	取締役（社外）	ライフティ株式会社 監査役 株式会社プレミアムウォーターホールディングス 監査役
高橋 正人	監査役（社外）	株主会社ビジネスパートナー 取締役 株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング 社外取締役 株式会社アイフラッグ 取締役

## 7. 使用人の状況

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

区 分	前 期 末	当 期 末	当 期 増 減
内 務 職 員	11 名	14 名	3 名
営 業 職 員	—	—	—

## Ⅱ. 当社の主要な業務の内容

### 1. 取扱商品

当社では、5つの保障（死亡、入院、重度障害、災害、地震特約）からなる弔慰見舞金保険を販売しております。

ただし、入院見舞金保障に関しては、平成27年7月1日以降は新規契約の引受を停止することといたしました。

また、平成24年下期から、当社の大株主である株式会社光通信の主力商材である情報通信機器にフィットする、約定履行費用保険（通信端末見舞金補償保険）を販売しております。

平成28年4月に約定履行費用保険の個人版と言える「通信端末修理費用補償保険（モバイル保険）」を、12月に「無告知型女性特有疾病一時金保険（なでしこ保険）」を発売しました。

#### （1）弔慰見舞金保険

契約者を事業者（法人、個人事業主、人格のない社団）、被保険者を事業者もしくは事業者の構成員とする“ソラティア”と、その個人版として、企業・団体に勤務される個人を契約者、被保険者とする“エフォール”を販売しております。

この商品には次のような特長があります。

- ① 死亡・入院・重度障害から家屋の風水災害、地震災害まで幅広く保障します。
- ② それぞれの保障がお客様の現在保障状況に合わせて選択できます。
- ③ 保険料（死亡、入院、重度障害）は、男女・職業に係わりなく同一で、加入者の平均年齢を3つの年齢群団に区分して算出します。  
同じ区分であれば毎年の保険料は変わりません。
- ④ 保険期間は1年間で、契約更新時に契約内容の変更が可能で、被保険者の中途加入も可能です。
- ⑤ 簡単な告知のみで加入でき、医師の診断は不要です。
- ⑥ 災害見舞金保障は、地震災害見舞金特約も付帯可能です。



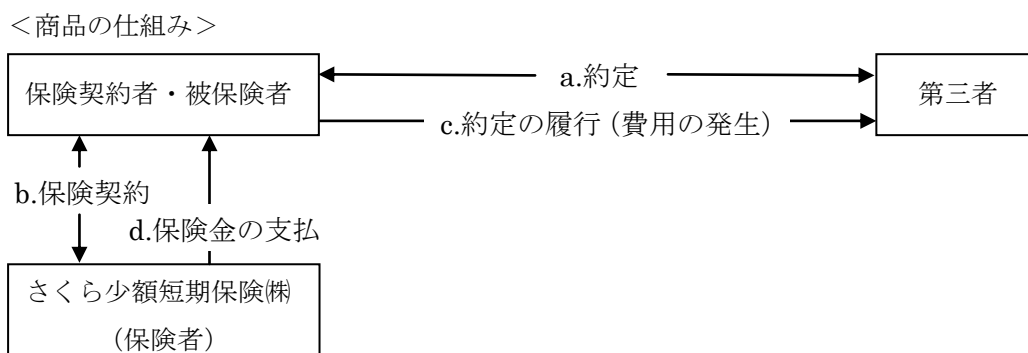
保障内容は次の通りです。

保障の種類	保 障 内 容
死亡弔慰金保障	被保険者の1年以内の自殺、保険契約者・死亡保険金受取人の故意による被保険者の死亡の場合を除き、被保険者が保険開始日以後に発病または受傷し、保険期間中（保険契約が更新される場合には、更新後の保険期間を含む。）に死亡した場合に死亡保険金をお支払いします。
入院見舞金保障 (※)	被保険者が、2日以上継続して入院した場合、契約締結時に設定した所定の継続入院日数（2日、7日、14日、30日、60日、90日）に達した時に契約締結時に設定した入院一時給付金をお支払いします。給付金受取人が請求できない特別な事情がある場合は、給付金受取人の代理人（保険契約締結時に保険契約者が指定し、被保険者が同意した方）が給付金を請求することができます。
重度障害見舞金保障	被保険者が、保険開始日以後に受傷した傷害、または発生した疾病を原因として保険期間中（保険契約が更新される場合には、更新後の保険期間を含みます。）に重度の障害の状態に該当した時に重度障害保険金をお支払いします。保険金受取人が請求できない特別な事情がある場合は、保険金受取人の代理人（保険契約締結時に保険契約者が指定し、被保険者が同意した方）が保険金を請求することができます。
災害見舞金保障	被保険者が居住する建物、居室または被保険者が居住する建物、居室に収容される家財（生活の用に供する動産）が、火災、風水災等の事故に遭い、経済的損失があった場合、被保険者の生活再建費用の一部として災害見舞金をお支払いします。
地震災害見舞金特約	「災害見舞金保障」の特約です。この特約を付帯することによって、地震または噴火もしくはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流出によって、経済的損失があった場合も保険金をお支払いします。

※「入院見舞金保障」については、平成27年7月1日以降、新規契約の引受を停止しております。

## (2) 約定履行費用保険（通信端末見舞金補償保険）

この商品は、被保険者が、携帯端末機器に関して、偶然な事由が生じた場合に一定の金銭等の債務を履行または免除する旨の約定を第三者との間であらかじめ行っている場合において、その約定を履行することによって、被保険者が負担する費用に対して保険金が支払われます。ここで通信端末機器とは、移動体通信事業者の通信サービスの適用された第三者が保有する移動無線装置をいいます。また、偶然な事由とは、故障・盗難・紛失・外装破損・損壊・水濡れ全損及び盗難・紛失による不正利用をいいます。



## (3) 通信端末修理費用補償保険（平成 28 年 5 月発売）

この商品は、被保険者が所有または使用する通信端末に外装破損、損壊、水濡れ全損、故障、および盗難が生じ修理費用等を負担したとき、または修理不要となった場合に保険金を支払う費用保険です。

### 【補償の対象となる通信端末】

被保険者が所有または使用する、日本国内で販売されたメーカー純正の製品（日本法人を設立している日本国外メーカーを含みます）および移動体通信事業者で販売された（仮想移動体通信事業者を含みます）、通常生活の用に供する無線通信が可能な端末機器に限り、以下①②を満たすことを条件に、1台を主たる補償端末（以下「主端末」といいます）とし、主端末以外の補償端末（以下「副端末」といいます）は2台を上限に登録することができます。

- ① 正常に全機能が動作するもの
- ② 登録時に新規取得した日から1年未満の機器

なお、副端末を追加登録した場合は登録日から30日間は補償されません。

### 【補償内容】

保険契約において設定する契約金額を修理費用保険金額といい、補償対象事故が発生した場合に、当社が支払う保険金の限度額となります。主端末と副端末に対して1保険期間中に支払われる保険金の上限額は契約10万円です。次回の更新時に修理費用保険金額は復元します。

### 【保険金額】

対象端末	保険金額	
	修理可能	修理不能
主端末	修理費用保険金額を上限として修理費用を支払う	修理費用保険金額の25%と補償の対象となる主端末の購入価格のいずれか小さい額
副端末	修理費用保険金額の30%を上限として修理費用を支払う	修理費用保険金額の7.5%と補償の対象となる副端末の購入価格のいずれか小さい額

### 【保険料例】

修理費用保険金額 10万円 月払保険料 700円

### 【加入条件】

18歳以上

#### (4) 無告知型女性特有一時金保険（平成28年12月発売）

女性特有の7つの病気（子宮頸がん、子宮平滑筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、卵巣がん、乳がん、子宮体がん）を保障する医師の診査や健康告知なしで入れる保険です。

この商品には次のような特長があります。

- ① 日本国内に居住している満20歳から79歳までの女性の方が加入でき、保険料は全年齢共通の月々400円（年払いの場合4,000円/年）です。
- ② 保険期間は1年間です。
- ③ 医師の診査や健康告知なしで加入できます。
- ④ 再発した場合も再度保険金をお支払いします。（前回の支払事由が発生した日から起算して180日を経過した日以降に入院した場合）
- ⑤ 保険期間中に発生した保険金の合計額は、合算して80万円が限度となります。

保障内容は次の通りです。

保障の種類	保 障 内 容
女性特有疾病診断一時金	<p>被保険者が責任開始日以降の保険期間中に発症した疾病が女性特有の 7 種の疾病（子宮頸がん、子宮平滑筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、卵巣がん、乳がん、子宮体がん）のいずれかと診断確定され、かつ、当該疾病を直接の原因として下記のいずれかに該当したときに一時金をお支払いします。</p> <p>① 初めて治療（入院しての治療を含みます。以下同じ。）を受けた場合 ② 前回の支払事由が発生した日から起算して 180 日を経過した日以降に入院した場合</p>
割増一時金	<p>女性特有疾病一時金が支払われる場合で、その直接の原因となった疾病が、下記の年代別に定めた特定 3 種の疾病に該当する場合に割増一時金をお支払いします。</p> <p>20 歳～29 歳：子宮頸がん、子宮内膜症、卵巣のう腫 30 歳～39 歳：子宮頸がん、子宮平滑筋腫、卵巣のう腫 40 歳～79 歳：卵巣がん、乳がん、子宮体がん</p>

## 2. 各種サービス

お問合せ窓口

当社では、フリーダイヤルにてお客様からの保険内容のご相談をお受けしております。

## 3. 保険金・給付金のお支払

保険金・給付金のお支払に際しては、当社スタッフが迅速に対応できるよう体制を整えております。

### (1) お支払事由発生のご通知とご契約内容の確認

保険金・給付金お支払事由発生のご通知をお受けした場合、当社にご契約内容の確認をさせていただきます。

### (2) 保険金・給付金請求書類の発送

保険金・給付金のお支払事由に該当することを確認させていただき、お客様宛に保険金・給付金請求書類をご案内いたします。

### (3) 保険金・給付金未請求者の方への請求意思のご確認

保険金・給付金お支払い事由発生のご通知をお受けしたにも関わらず、ご請求がなされないお客様にはご連絡をとり、保険金・給付金の不払が発生しないよう留意しております。

#### 4. 再保険の状況

当社では、再保険会社と再保険契約を締結しており、確実に保険金・給付金のお支払ができる体制を整えております。

再保険会社の選定につきましては、再保険会社の財務格付などをもとに当社取締役会で決定されております。

現状では、スタンダード&プアーズ社による格付けで A-の格付けを有する再保険会社により、当社の再保険契約は引き受けられております。

#### 5. 保険募集体制

弔慰見舞金保険、通信端末修理費用補償保険（モバイル保険）及び 無告知型女性特有疾病一時金保険（なでしこ保険）の募集は、少額短期保険募集人資格を持つ代理店により行われています。約定履行費用保険に関しては、当社が直接販売を行っております。

##### (1) 当社の募集人の位置付け

当社の募集人は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で保険契約締結代理権はありません。

当社商品、契約概要や注意喚起情報のご説明、ご質問に対するご回答はいたしますが告知の受領権はありません。

##### (2) 代理店、募集人への教育

少額短期保険募集人の資格試験に対する研修のみならず、商品知識に関する研修を行い、募集人として登録した後も、随時、販売研修・コンプライアンス研修を継続的に実施しています。

### (3) 当社の勧誘方針

「金融商品の販売等に関する法律（平成12年法律第101号）」に基づき、当社の勧誘方針を以下の通り定めましたのでご案内いたします。

- 商品の販売に当たっては、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、保険法、消費者契約法その他の関係法令等を遵守してまいります。
- 商品の販売に当たっては、内容を十分理解いただけるよう、分かりやすい説明を行います。
- お客様のニーズに合った商品にご加入いただけるよう、努めてまいります。
- 商品の販売に当たっては、時間帯、場所、方法等について十分配慮するように努めてまいります。
- 保険金のお支払事由が発生した場合には、迅速かつ的確なお支払いに努めてまいります。
- お客様に関する個人情報については、適正にお取扱いし、お客様のプライバシーの保護に努めてまいります。
- お客様から寄せられたご意見、ご要望等を今後の商品の販売に活かしてまいります。

### Ⅲ. 当社の主要な業務に関する事項

#### 1. 直近の事業年度（平成 29 年度）における事業の概況

##### (1) 金融経済環境

海外経済が緩やかに回復する中で、わが国経済も輸出や生産が堅調であったことに加え、個人消費が持ち直したことにより、景気は緩やかに回復しました。

また、個人消費や民間企業設備投資など国内需要も持ち直しており、好循環が進展していくなか、景気回復の長期化によって、労働市場では人手不足感が高まりました。

他方でこうした経済全体の需給の引き締めにもかかわらず、賃金の伸びは緩やかなものにとどまり、また、物価の動向についても消費者物価の基調は横ばいとなっており、デフレからの脱却に向けてまだ課題も残されている状況にあります。

##### (2) 事業の内容

当社は平成 20 年 4 月 21 日に営業を開始した少額短期保険業者であり、当初事業者を契約者とし、その構成員を被保険者（平成 25 年 11 月からはその対象を企業・団体に勤務する個人に拡大）とする弔慰見舞金保険を販売してきました。この商品は第一分野（生命保険）、第二分野（損害保険）、第三分野（医療保険等）の全領域をカバーする保険商品で、募集代理店により販売していますが、入院見舞金保障に関しては、平成 27 年 7 月 1 日以降は新規契約の引受を停止しております。

平成 24 年度下期からは、当社の大株主である株式会社光通信の主力商材である情報通信機器を販売する事業者を対象に、通信機器保証サービス制度の導入推進を通じて約定履行費用保険（通信端末見舞金補償保険）の拡販を図ってまいりました。

平成 28 年 5 月からは、約定履行費用保険の個人版と言える「通信端末修理費用補償保険（モバイル保険）」を販売し、通信端末の販売業者等への代理店委託が進み、スマートフォンの普及に伴う顧客ニーズの高まりから契約件数を大幅に伸ばしてきています。

また、平成 28 年 12 月からは、「無告知型女性特有疾病一時金保険（なでしこ保険）」を販売し、平成 30 年 3 月からは、新たに Web 申込みを開始して積極的な販売を展開しております。

### (3) 事業の経過

#### 1. 販売計画の達成状況

第12期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の収入保険料（再保険料収入を除く）は、当初計画の2,349,374千円に対し、実績は2,725,972千円（達成率116.0%）と計画を達成しました。

新契約件数は、前年度比192.8%増の9,665件、保有契約件数は、前年度比531.4%増の93,974件となりました。

これは、株式会社光通信との連携を強化し、光通信グループ内・外の代理店（主に携帯電話販売店、携帯電話修理店等）を中心とした販売網を拡大することで売上を伸ばした結果です。

なお、なでしこ保険については今年度から新たにWeb申込みでの販売も開始しており、今後の売上増への貢献が期待されています。

#### 2. 損益の状況について

経常収益は2,740,137千円となりました。収入保険料2,725,972千円、再保険料収入は14,165千円でした。

一方経常費用は1,521,222千円（保険金等支払金580,124千円、責任準備金繰入額454,909千円、事業費486,102千円、その他経常費用85千円）でした。

その結果、経常利益は1,218,915千円、当期純利益は858,890千円、1株当たりの当期純利益は156,161円82銭となりました。

### (4) 対処すべき課題

#### 1. 販売強化

通信系チャネルに対し、約定履行費用保険及び通信端末修理費用補償保険に関して、光通信との連携を強化、内部販路、外部販路に積極的にアプローチすることにより、販売強化するとともに契約者の満足度の向上を図るべくサービス面の体制整備を行います。

また、法人を契約者とする通信端末に対する保険の販売開始により、既存のモバイル保険と異なるマーケットの開拓を図ります。

その他、無告知型女性特有疾病一時金保険については、web申込での販売を切り口に光通信グループ内代理店の一層の販売強化を行います。

#### 2. 管理面の向上

業容の拡大、商品ラインナップの拡大、サービスの向上の観点から、人員増強による内部管理態勢を確立します。

同時に、兼任性を極力排除することにより業務の正確性を図り、ガバナンスを強化していきます。



<財産及び損益の状況の推移>

(単位：千円)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
収入保険料	1,210,207	1,934,988	2,725,972
死亡保険	22,364	19,918	16,838
医療保険	11,114	14,388	24,540
災害保険	4,464	3,783	3,285
費用保険	1,172,263	1,896,897	2,681,304
正味収入保険料	1,191,234	1,918,192	2,711,711
死亡保険	11,181	9,956	8,399
医療保険	5,556	9,441	20,367
災害保険	2,230	1,891	1,638
費用保険	1,172,263	1,896,897	2,681,304
利息及び配当金収入	-	-	-
経常利益	161,581	755,976	1,218,915
当期純利益	111,300	544,827	858,890
総資産	1,150,194	2,401,754	3,904,254
1株当たり当期純利益(円)	20,236.40	99,059.48	156,161.82

## 2. 直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位:千円)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
経常収益	1,232,094	1,954,604	2,740,137
経常利益	161,581	755,976	1,218,915
当期純利益	111,300	544,827	858,890
資本金の額 (発行済株式の総数)	225,000 (5,500 株)	225,000 (5,500 株)	225,000 (5,500 株)
保険業法上の純資産額	248,098	848,766	1,788,625
総資産額	1,150,194	2,401,754	3,904,254
責任準備金残高	838,580	1,372,657	1,814,952
有価証券残高	—	—	—
ソルベンシー・マージン比率	232.0	513.5	765.2
配当性向	—	—	—
従業員数	8	11	14
保有契約高	30,351,056	39,349,586	49,999,730

## 3. 直近の2事業年度における業務の状況

(1) 主要な業務の状況を示す指標等

①正味収入保険料 (※1)

種 目	平成 28 年度		平成 29 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
死亡保険	9,960 千円	0.5%	8,399 千円	0.3%
医療保険	9,441 千円	0.5%	20,367 千円	0.8%
災害保険	1,890 千円	0.1%	1,639 千円	0.1%
費用保険	1,896,897 千円	98.9%	2,681,305 千円	98.9%
合 計	1,918,192 千円	100.0%	2,711,711 千円	100.0%

(※1) 正味収入保険料とは、元受収入保険料から当社を契約者とする再保険契約により当社が支払った再保険料を控除したものをいいます。

②元受正味保険料（※2）

種 目	平成 28 年度		平成 29 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
死亡保険	19,918 千円	1.0%	16,839 千円	0.6%
医療保険	14,388 千円	0.7%	24,504 千円	0.9%
災害保険	3,783 千円	0.2%	3,286 千円	0.1%
費用保険	1,896,897 千円	98.1%	2,681,305 千円	98.4%
合 計	1,934,988 千円	100.0%	2,725,935 千円	100.0%

（※2）元受正味保険料とは、元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものをいいます。

③支払再保険料（※3）

種 目	平成 28 年度		平成 29 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
死亡保険	9,957 千円	59.3%	8,439 千円	59.3%
医療保険	4,946 千円	29.4%	4,137 千円	29.1%
災害保険	1,891 千円	11.3%	1,647 千円	11.6%
費用保険	-	-	-	-
合 計	16,795 千円	100.0%	14,223 千円	100.0%

（※3）支払再保険料とは、再保険料から再保険返戻金およびその他の再保険収入を控除したものをいいます。

④保険引受利益（※4）

種 目	平成 28 年度		平成 29 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
死亡保険	2,836 千円	0.4%	△7,928 千円	△0.6%
医療保険	△8,662 千円	△1.1%	△47,480 千円	△3.9%
災害保険	977 千円	0.2%	△4,268 千円	△0.3%
費用保険	761,978 千円	100.6%	1,288,538 千円	104.9%
合 計	757,129 千円	100.0%	1,228,860 千円	100.0%

（※4）保険引受利益とは、保険料等収入から、支払保険金等、責任準備金等繰入額、保険引受に係る事業費を控除し、その他収支（保険引受に係るもの）を加味したものです。

⑤正味支払保険金（※5）

種 目	平成 28 年度		平成 29 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
死亡保険	3,325 千円	0.8%	1,250 千円	0.2%
医療保険	7,825 千円	1.8%	6,555 千円	1.2%
災害保険	370 千円	0.1%	100 千円	0.0%
費用保険	427,704 千円	97.4%	550,488 千円	98.6%
合 計	439,224 千円	100.0%	558,393 千円	100.0%

（※5）正味支払保険金とは、元受契約の支払保険金から、当社を契約者とする再保険契約により回収した再保険金を控除したものをいいます。

⑥元受正味保険金

種 目	平成 28 年度		平成 29 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
死亡保険	6,650 千円	1.5%	2,500 千円	0.4%
医療保険	15,600 千円	3.5%	12,675 千円	2.2%
災害保険	740 千円	0.1%	200 千円	0.0%
費用保険	427,704 千円	94.9%	550,488 千円	97.3%
合 計	450,694 千円	100.0%	565,863 千円	100.0%

⑦回収再保険金

種 目	平成 28 年度		平成 29 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
死亡保険	3,325 千円	29.0%	1,250 千円	16.7%
医療保険	7,775 千円	67.8%	6,120 千円	81.9%
災害保険	370 千円	3.3%	50 千円	1.3%
費用保険	-	-	-	-
合 計	11,470 千円	100.0%	7,470 千円	100.0%

(2) 保険契約に関する指標等

①契約者配当金の額

該当事項はございません。

②正味損害率(※1)、正味事業費率(※2) およびその合算率(※3)

種 目	平成 28 年度			平成 29 年度		
	正味 損害率	正味 事業費率	合算率	正味 損害率	正味 事業費率	合算率
死亡保険	33.4%	133.0%	166.4%	10.1%	167.3%	177.4%
医療保険	82.9%	127.2%	210.1%	29.4%	255.3%	284.7%
災害保険	19.6%	133.0%	152.6%	4.1%	330.2%	334.3%
費用保険	22.5%	98.8%	121.3%	20.5%	15.2%	35.7%
合 計	22.9%	9.8%	32.7%	20.5%	17.6%	38.1%

(※1) 正味損害率とは、「(正味支払保険金 ÷ 正味収入保険料) ×100」のことをいいます。

(※2) 正味事業費率とは、「(正味事業費(事業費から再保険手数料を差し引いた額) ÷ 正味収入保険料) ×100」のことをいいます。

(※3) 合算率とは、「正味損害率 + 正味事業費率」のことをいいます。

③出再控除前の発生損害率(※1)、元受事業費率(※2) およびその合算率(※3)

種 目	平成 28 年度			平成 29 年度		
	元受 損害率	元受 事業費率	合算率	元受 損害率	元受 事業費率	合算率
死亡保険	33.4%	115.0%	148.4%	14.8%	107.0%	121.8%
医療保険	108.4%	118.2%	226.6%	51.7%	219.8%	271.5%
災害保険	19.6%	115.0%	134.6%	6.1%	188.3%	194.4%
費用保険	22.5%	98.8%	121.3%	20.5%	15.2%	35.7%
合 計	23.3%	10.1%	33.4%	20.8%	17.8%	38.6%

(※1) 元受損害率とは、「(元受正味保険金 ÷ 元受正味保険料) ×100」のことをいいます。

(※2) 元受事業費率とは、「(事業費 ÷ 元受正味保険料) ×100」のことをいいます。

(※3) 合算率とは、「元受損害率 + 元受事業費率」のことをいいます。

④出再を行なった再保険会社の数と出再保険料の上位5社の割合

項 目	平成 28 年度	平成 29 年度
出再先保険会社の数	1 社	1 社
出再保険料のうち上位5社の出再保険料の割合	100.0%	100.0%

⑤支払再保険料の格付ごとの割合

格付区分	出再保険料における割合	
	平成 28 年度	平成 29 年度
A-以上	100.0%	100.0%
BBB 以上	-	-
その他	-	-
合計	100.0%	100.0%

※格付区分は、スタンダード&プアーズ社および AM Best 社の格付を使用しております。

⑥未収再保険金の額

	平成 28 年度	平成 29 年度
未収再保険金額	535 千円	2,065 千円

(3) 経理に関する指標等

①支払備金

種 目	平成 28 年度	平成 29 年度
死亡保険	3,238 千円	3,055 千円
医療保険	2,151 千円	1,489 千円
災害保険	-	-
費用保険	33,073 千円	46,533 千円
合 計	38,464 千円	51,078 千円

②責任準備金

種 目	平成 28 年度	平成 29 年度
死亡保険	8,352 千円	7,325 千円
医療保険	4,261 千円	13,565 千円
災害保険	3,065 千円	2,761 千円
費用保険	1,356,976 千円	1,791,298 千円
合 計	1,372,657 千円	1,814,952 千円

③利益準備金および任意積立金の区分ごとの残高

該当事項はございません。

④損害率の上昇に対する経常損失の額の変動

	平成 28 年度	平成 29 年度
損害率上昇のシナリオ	発生損害率が 1%上昇すると仮定いたします。	発生損害率が 1%上昇すると仮定いたします。
計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>増加する発生損害額＝既経過保険料（※1）×1%</li> <li>増加する発生損害額を考慮しても保険金の総額が正味収入保険料に異常災害損失率を乗じた額を超えないので異常危険準備金の取り崩しは考慮いたしません。</li> <li>経常利益の減少額＝増加する発生損害額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>増加する発生損害額＝既経過保険料（※1）×1%</li> <li>増加する発生損害額を考慮しても保険金の総額が正味収入保険料に異常災害損失率を乗じた額を超えないので異常危険準備金の取り崩しは考慮いたしません。</li> <li>経常利益の減少額＝増加する発生損害額</li> </ul>
経常損失の増加額	19,311 千円	27,184 千円

（※1）既経過保険料は出再分を控除します。

（4）資産運用に関する指標等

①資産運用の概況

区 分	平成 28 年度		平成 29 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
現預金	2,289,522 千円	95.3%	3,693,082 千円	94.6%
金銭信託	-	-	-	-
有価証券	-	-	-	-
運用資産計	2,289,522 千円	95.3%	3,693,082 千円	94.6%
総資産	2,401,754 千円	100.0%	3,904,254 千円	100.0%

②利息配当収入の額および運用利回り

区 分	平成 28 年度		平成 29 年度	
	収入金額	利回り	収入金額	利回り
現預金	-	-	-	-
金銭信託	-	-	-	-
有価証券	-	-	-	-
小計	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

③保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比

該当事項はございません。

④保有有価証券利回り  
該当事項はございません。

⑤有価証券の種類別の残存期間別残高  
該当事項はございません。

(5) 責任準備金の残高の内訳

当事業年度（平成 29 年度末）における責任準備金残高の内訳は次の通りです。

種 目	普通責任 準備金	異常危険 準備金	契約者配当 準備金等	合 計
死亡保険	6,604 千円	721 千円	-	7,325 千円
医療保険	12,851 千円	713 千円	-	13,565 千円
災害保険	1,729 千円	1,031 千円	-	2,761 千円
費用保険	1,607,598 千円	183,698 千円	-	1,791,298 千円
合 計	1,628,786 千円	186,166 千円	-	1,814,952 千円



## IV. 当社の運営に関する事項

### 1. リスク管理の体制

当社は、リスクを適切に把握・管理し、業務を遂行することは、法令等を遵守した保険募集体制を構築することに並ぶ、保険契約者等の保護の観点からの重要な課題であると認識しております。

そこで、不測の損失を回避し、以下のリスクと収益の適切な均衡を図りつつ、経営の健全性を確保することを目指しております。

- (1) 保険引受リスク
- (2) 資産運用リスク
- (3) オペレーションリスク（事務リスク、システムリスク、流動性リスク）

この一環として、保険引受リスク管理の観点からは、過大なリスクを保有することで経営の安定を阻害することがないよう、保険リスクの一部をフランス国営の再保険中央金庫である「Caisse Centrale de Reassurance Re」と再保険契約を締結して、保険責任の一定割合を移転しています。なお、再保険会社の選考に当たっては、再保険会社の財務格付けや信頼性、安定性を考慮しています。

### 2. 法令遵守の体制

コンプライアンスに関する統括部門として業務監理部を設置しており、コンプライアンスの徹底を図っております。

今後も引き続き、法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして認識し、コンプライアンス規程、コンプライアンスマニュアルに基づき、役職員、募集人に対し、教育を行い、徹底してまいります。

### 3. 反社会勢力への対応

当社は、適切かつ健全な事業を行うにあたり、「反社会的勢力に対する基本方針」を定めています。取引を含めた一切の関係遮断、裏取引や資金提供の禁止、外部専門機関との連携、有事における民事および刑事の法的対応を徹底しています。

「反社会勢力に対する基本方針」は、当社ホームページにも掲載しております。

### 4. 個人情報の取り扱いについて

当社はお客様から取得した個人情報について、その取扱いには細心の注意を図っております。

当社ホームページへの掲載等を行い、当社が取得した個人情報の利用目的を公表・明示し、適切な管理を実践しております。

## 5. 金融 ADR 制度について

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との間で起こったトラブルを、裁判ではなく、中立・公正な第三者（指定紛争解決機関、以下「ADR 機関」といいます）に関わってもらいながら、柔軟な解決を図るものです。

法律に基づき設置され、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営する ADR 機関である「少額短期ほけん相談室」と当社は契約を締結しています。

尚、「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下の通りです。

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

〒104-0032

東京都中央区八丁堀 3-12-8 八丁堀 SF ビル 2 階

TEL : 0120-82-1144 FAX : 03-3297-0755

受付時間 : 9 : 00 ~ 12 : 00 13 : 00 ~ 17 : 00

受付日 : 月曜日から金曜日（祝日および年末年始休業期間を除く）

## 6. お客様本位の業務運営方針

今般、当社は金融庁の「お客様本位の業務運営に関する原則」を踏まえ、「お客様本位の業務運営方針」を策定しました。

# お客様の個人情報の取扱いに関する宣言 (プライバシー・ポリシー)

## さくら少額短期保険株式会社

弊社は、お客様の信頼をもととする少額短期保険業務を遂行するにあたり、個人情報保護の重要性を深く認識し、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）およびその関連法令を遵守し、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等にも配慮しつつ、個人情報の適正な取扱いを実践いたします。

### 1 個人情報の取得

私どもは、業務上必要な範囲内で、適法かつ公正な手段で、個人情報を取得いたします。

### 2 個人情報の利用目的

私どもは、すべての個人情報について利用目的を以下のように特定し、利用目的の範囲内かつ業務に必要な範囲内で利用いたします。

① 保険契約の引受・維持・管理、②保険金・給付金等の支払、③関連会社・提携会社を含めた各種商品・サービスの案内・提供・管理、④当社業務に関する情報提供・運営管理・商品・サービスの充実、⑤再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求、⑥その他保険事業に関連・付随する業務

なお上記にかかわらず、番号法で定める個人番号（以下、個人番号といいます）を含む個人情報（特定個人情報）は法令で明記された目的についてのみ利用するものとし、ご本人の同意があっても、それ以外の目的には利用しません。

### 3 個人情報の安全管理

私どもは、個人情報管理責任者を定め、関係法令等を遵守するとともに、個人データの漏えい・滅失・毀損の防止および個人データへの不当なアクセス防止のために、次の安全管理措置を講じ、これを遵守いたします。また、本措置の継続的改善に努めます。

① 組織的安全管理措置、②人的安全管理措置、③物理的安全管理措置、④技術的安全管理措置

本措置の内容を従業者に徹底し、その遵守状況を点検・監査するとともに、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、委託先の情報管理体制をあらかじめ確認したうえで委託し、委託後も委託先の業務遂行状況を監督いたします。

#### 4 個人データの第三者への提供

私どもは、個人データを第三者に提供する場合には、原則として、ご本人の同意を取得いたします。ただし、次の場合には、ご本人の同意を得ないで、第三者に個人データを提供する場合があります。

①法令に基づく場合、②業務遂行上必要な範囲で、募集代理店を含む委託先に取扱を委託する場合、③再保険契約に伴い当該保険契約の情報を提供する場合

なお上記にかかわらず、番号法で認められている場合を除いて特定個人情報を第三者に提供することはありません。

#### 5 機微（センシティブ）情報のお取り扱い

お客様の保健医療情報などの機微（センシティブ）情報につきましては、保険業法施行規則第53条の10および同法施行規則第234条第1項第17号に基づき、業務上必要な範囲で利用するなど業務の適切な運営の確保その他必要と認められる場合に利用目的が限定されています。これらの情報に関しては、限定されている目的以外では利用いたしません。

#### 6 ご契約内容、事故に関するご照会

お客様のご契約内容・事故に関するご照会につきましては、下記の窓口または代理店にお問い合わせください。ご照会者をご本人であることを確認させていただいた上で、対応させていただきます。

#### 7 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する開示・訂正・利用停止等に関するご請求

掲記のご請求につきましては、下記の窓口にお問い合わせください。ご請求をご本人であることを確認させていただいたうえで手続を行います。

#### 8 個人情報の安全管理措置に関するご質問および取扱に関する苦情・ご相談の窓口

私どもの個人情報に関する取扱や保有個人データに関するご照会・ご意見は、下記の窓口にお問い合わせ、ないしご連絡ください。

#### 9 個人情報保護に関する取扱方針、取組内容の継続的改善

私どもは、個人情報保護強化のため、従業員の教育・指導を徹底し、個人情報の取扱内容の見直しと改善を継続的に実施いたします。

<お問い合わせ先>

さくら少額短期保険株式会社

所在地：〒171-0014

東京都豊島区池袋 2-16-13 光 1 号ビル 4F

電話：03 (5951) 1090

## 「お客様本位の業務運営方針」

当社は「お客様中心主義」を追求し、みなさまの未来を守るために、保険事業を通じて、社会に貢献してまいります。

### ＜お客様本位の業務運営の取組方針＞

1. お客様にとって本当に価値のある最適な商品・サービスの提供に取り組みます。
  - (1) お客様のご意向（ニーズ）と時代の変化に対応したお客さまに最適な商品・サービスを、その内容・販売方法等を踏まえた適正な価格で提供します。
  - (2) お客様へ安心感が提供できるような適切な保険募集の管理態勢を構築します。
  
2. お客様への情報提供を充実させ、また双方向のコミュニケーションに取り組みます。
  - (1) 商品・サービスの情報をお客さまに分かりやすく提供します。
  - (2) お客様のお申し出に迅速に対応し、またお申し出の内容を業務改善につなげます。
  
3. お客様の立場に立った保険金等の支払いに取り組みます。
  - (1) 保険金等をもれなくかつ公平、適切にお支払いします。
  - (2) 保険金等を迅速かつ簡単な手続でお支払いします。
  
4. お客様本位を経営の重要課題と位置づけ、公正適切に取り組みます。
  - (1) すべての人（お客様、取引先、社員）へ思いやりの心で接し、信頼関係を築いてまいります。
  - (2) 常に新たなことに挑戦する精神を持ち、多様化するお客様のニーズと時代の変化に柔軟に対応する社員の育成に努めます。
  
5. お客様本位の取組状況を確認し公表するとともに必要な見直しを行います。
  - (1) この方針に基づく取組状況を定期的に確認し、公表してまいります。
  - (2) この方針はより良い業務運営を実現するために、定期的に必要な見直しを行います。

以 上

## V. 当社の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

### 1. 計算書類

#### (1) 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	平成 29 年 3 月末現在	平成 30 年 3 月末現在	科 目	平成 29 年 3 月末現在	平成 30 年 3 月末現在
<b>(資産の部)</b>			<b>(負債の部)</b>		
<b>現金及び預貯金</b>	<b>2, 289, 522</b>	<b>3, 693, 082</b>	<b>保険契約準備金</b>	<b>1, 411, 121</b>	<b>1, 866, 031</b>
預貯金	2, 289, 522	3, 693, 082	支払備金	38, 464	51, 078
<b>有形固定資産</b>	<b>377</b>	<b>329</b>	責任準備金	1, 372, 657	1, 814, 952
その他の有形固定資産	377	329	<b>代理店借</b>	<b>3, 754</b>	<b>15, 284</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>28, 060</b>	<b>35, 526</b>	<b>再保険借</b>	<b>1, 254</b>	<b>4, 555</b>
ソフトウェア	28, 060	33, 150	<b>その他負債</b>	<b>237, 309</b>	<b>413, 255</b>
その他の無形固定資産	-	2, 376	未払法人税等	32, 030	38, 929
<b>再保険貸</b>	<b>1, 143</b>	<b>4, 160</b>	未払金	195, 809	359, 950
<b>その他資産</b>	<b>13, 650</b>	<b>66, 156</b>	未払費用	686	402
未収金	13, 234	65, 407	預り金	1, 641	2, 674
前払費用	382	526	仮受金	7, 142	11, 298
仮払金	11	195	<b>役員賞与引当金</b>	<b>3, 100</b>	<b>1, 350</b>
その他の資産	21	26	<b>賞与引当金</b>	<b>1, 645</b>	<b>1, 318</b>
<b>供託金</b>	<b>69, 000</b>	<b>105, 000</b>	<b>負債の部 合計</b>	<b>1, 658, 184</b>	<b>2, 301, 795</b>
			<b>(純資産の部)</b>		
			<b>資本金</b>	<b>225, 000</b>	<b>225, 000</b>
			<b>資本剰余金</b>	<b>50, 000</b>	<b>50, 000</b>
			資本準備金	50, 000	50, 000
			<b>利益剰余金</b>	<b>468, 569</b>	<b>1, 327, 459</b>
			その他利益剰余金	468, 569	1, 327, 459
			繰越利益剰余金	468, 569	1, 327, 459
			<b>株主資本合計</b>	<b>743, 569</b>	<b>1, 602, 459</b>
			純資産の部 合計	743, 569	1, 602, 459
<b>資 産 の 部 合 計</b>	<b>2, 401, 754</b>	<b>3, 904, 254</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>2, 401, 754</b>	<b>3, 904, 254</b>

#### 【貸借対照表に関する注記事項】

##### 1. 固定資産の減価償却の方法

###### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

###### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

2. 引当金の計上方法

(1) 役員賞与引当金

役員賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき、引当金を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき、引当金を計上しております。

3. その他の計算書類作成のため基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

消費税等（消費税および地方消費税、以下同じ）の会計処理方法は税抜方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税は発生事業年度の期間費用としております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

4. 有形固定資産の減価償却累計額 1,640 千円

5. 関係会社の株式又は出資金の額

株式会社 光通信 出資金 275,000 千円

6. 以下に掲げる金額

(1) 保険業法施行規則第 211 条の 52 において準用する同規則第 73 条第 3 項において準用する同規則第 71 条第 1 項に規定する、再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額

出再支払備金は、4,444 千円です。

(2) 保険業法施行規則第 211 条の 52 において準用する同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額

出再責任準備金は、1,759 千円です。

7. 保険業法第 113 条繰延資産の償却額の計算は、定款の規定に基づき行っております。

なお、平成 28 年度末に償却を完了しております。

8. 1 株あたりの純資産額は、291,356 円 25 銭です。

## (2) 損益計算書

(単位：千円)

科 目	平成 28 年度 平成 28 年 4 月 1 日～ 平成 29 年 3 月 31 日	平成 29 年度 平成 29 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日
<b>経常収益</b>	<b>1,954,604</b>	<b>2,740,137</b>
<b>保険料等収入</b>	<b>1,954,604</b>	<b>2,740,137</b>
保険料	1,934,988	2,725,972
再保険収入	19,615	14,165
回収再保険金	11,470	7,470
再保険手数料	8,145	6,695
<b>資産運用収益</b>	-	-
利息及び配当金等収入	-	-
<b>経常費用</b>	<b>1,198,627</b>	<b>1,521,222</b>
<b>保険金等支払金</b>	<b>467,490</b>	<b>580,124</b>
保険金等	450,694	565,863
解約返戻金等	-	36
再保険料	16,795	14,223
<b>責任準備金繰入額</b>	<b>535,194</b>	<b>454,909</b>
支払備金繰入額	1,118	12,614
責任準備金繰入額	534,076	442,295
<b>事業費</b>	<b>187,185</b>	<b>486,102</b>
営業費及び一般管理費	173,605	448,120
税金	7,778	28,886
減価償却費	5,801	9,095
<b>その他経常費用</b>	<b>8,757</b>	<b>85</b>
<b>経常利益</b>	<b>755,976</b>	<b>1,218,915</b>
<b>税引前当期純利益</b>	<b>755,976</b>	<b>1,218,915</b>
<b>法人税及び住民税</b>	<b>211,149</b>	<b>360,025</b>
<b>法人税等合計</b>	<b>211,149</b>	<b>360,025</b>
<b>当期純利益</b>	<b>544,827</b>	<b>858,890</b>



【損益計算書に関する注記事項】

1. 以下の収益および費用に関する金額

(1) 正味収入保険料（保険料及び再保険返戻金の合計額から再保険料及び解約返戻金等の合計額を控除した金額）

収入保険料	2,725,972 千円
解約返戻金	36 千円
-) 支払再保険料	14,223 千円
正味収入保険料	2,711,711 千円

(2) 正味支払保険金（保険金等から回収再保険金を控除した金額）

支払保険金	565,863 千円
-) 回収再保険金	7,470 千円
正味支払保険金	558,393 千円

(3) 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額  $\Delta$ 945 千円

(4) 責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額 16 千円

(5) 利息収入の資産源泉別内訳 預貯金利息 -円

2. 1株当たりの当期純利益の額 156,161 円 82 銭

3. 以上のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項  
該当事項はありません。

## (3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	平成 28 年度	平成 29 年度
	平成 28 年 4 月 1 日～ 平成 29 年 3 月 31 日	平成 29 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
保険料の収入	1,925,650	2,661,341
再保険収入	25,837	11,148
保険金等支払による支出	△450,694	△572,276
解約返戻金等支払による支出	-	△469
再保険料支払による支出	△21,845	△10,922
事業費の支出	△198,206	△619,057
その他	38	5,878
小 計	1,280,780	1,475,463
利息及び配当金の受取額	-	-
法人税等の支払額	△50,777	△36,081
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,230,002	1,439,560
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	-
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
財務活動によるキャッシュ・フロー	△41,000	△36,000
<b>現金及び現金同等物の増減額（△は減少）</b>	1,189,002	1,403,560
<b>現金及び現金同等物期首残高</b>	1,100,519	2,289,522
<b>現金及び現金同等物期末残高</b>	2,289,522	3,693,082

## 【キャッシュフロー計算書に検する注記事項】

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、要求払預金からなっています。

(4) 株主資本等変動計算書

平成29年度（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
前期末残高	225,000	50,000	50,000	468,569	468,569	743,569	743,569
当期変動額							
当期純利益				858,890	858,890	858,890	858,890
当期変動額 合計	—	—	—	858,890	858,890	858,890	858,890
当期末残高	225,000	50,000	50,000	1,327,459	1,327,459	1,602,459	1,602,459

【株主資本等変動計算書に関する注記】

発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

株式の種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	5,500	—	—	5,500

## 2. 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

（単位：千円）

項 目	平成 28 年度	平成 29 年度
(1) ソルベンシー・マージン総額	848,766	1,788,625
① 純資産の部合計（社外流出予定額、評価・換算差額等及び繰延資産を除く。）	743,569	1,602,459
② 価格変動準備金	-	-
③ 異常危険準備金	105,197	186,166
④ 一般貸倒引当金	-	-
⑤ その他有価証券の評価差額（税効果控除前）（99%又は100%）	-	-
⑥ 土地含み損益（85%又は100%）	-	-
⑦ 契約者配当準備金	-	-
⑧ 将来利益	-	-
⑨ 税効果相当額	-	-
⑩ 負債性資本調達手段等		
告示（第14号）第2条第3項第5号イに掲げるもの(⑩(a))	-	-
告示（第14号）第2条第3項第5号ロに掲げるもの(⑩(b))	-	-
⑪ 控除項目（-）	-	-
(2) リスクの合計額 $\sqrt{[R_1^2 + R_2^2]} + R_3 + R_4$	330,537	467,465
R1 一般保険リスク相当額	322,475	455,825
R2 資産運用リスク相当額	22,977	36,922
R3 経営管理リスク相当額	6,915	9,861
R4 巨大災害リスク相当額	329	279
ソルベンシー・マージン比率 (1) / {(1/2) × (2)}	513.5%	765.2%

※金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

## 3. 取得価額または契約価額、時価及び評価損益

### (1) 有価証券

該当事項はございません。

### (2) 金銭の信託

該当事項はございません。

以上

ディスクロージャー 2017

2018年7月発行



さくら少額短期保険株式会社

〒171-0014

東京都豊島区池袋 2-16-13 光 1 号ビル 4F

TEL 03-5951-1090 FAX 03-5951-1085

URL <http://www.sakura-ssi.co.jp>